

地下鉄8号線延伸事業（豊洲～住吉）の補助に関する覚書について

地下高速鉄道整備事業費補助を活用した地下鉄8号線延伸事業（豊洲～住吉）（以下「本事業」という。）の補助に関して、東京都と覚書を締結する。
覚書の概要は以下のとおり。

1 目的（第1条）

- ・必要な事項を定めることにより、本事業の円滑な推進を図る。

2 補助対象事業費の額（第2条）

- ・補助対象事業費の額は、東京メトロが行う本事業に対して、各々の事業年度において支出した費用の合計額から、総係費、車両費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除した額とする。

3 補助金の額（第3条）

- ・都及び区は、各年度の予算の範囲内において、本事業に係る補助対象事業費の地方負担分として東京メトロに対して補助を行うものとし、補助金の総額は、補助対象事業費の48.56%とする。
- ・都は、補助対象事業費の48.56%のうち、44.54%を交付する。
- ・区は、補助対象事業費の48.56%のうち、中間新駅（（仮称）枝川駅、（仮称）千石駅）整備に係る費用の一部に対する補助金として、4.02%を交付する。

4 交付方法及び交付時期（第4条）

- ・都及び区は、毎年度、東京メトロからの交付申請、実績報告等に基づき、補助金を東京メトロへそれぞれ交付する。

5 清算（第5条）

- ・都及び区は、本事業の終了後、補助対象事業費のうち中間新駅整備に要した費用を相互に確認する。
- ・補助対象事業費のうち中間新駅整備に要した費用について、区は20.00%を負担することとし、清算を行う。
- ・清算の方法については、本覚書締結後、都及び区が協議して決定する。

6 財源措置（第6条）

- ・都及び区は、補助金を交付するため、毎年度必要な財源措置を講じるよう努

める。

7 その他（第7条）

- ・覚書の解釈に疑義を生じた場合及び覚書に定めのない事項については、その都度、都及び区が協議して決定する。